【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	2027年３月期（第150期）中 （自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	信越化学工業株式会社
【英訳名】	Shin-Etsu Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　斉藤　恭彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
【電話番号】	０３（６８１２）２３００
【事務連絡者氏名】	総務部長　　足立　幸仁
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
【電話番号】	０３（６８１２）２３００
【事務連絡者氏名】	総務部長　　足立　幸仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		2026年３月期 中間連結会計期間	2027年３月期 中間連結会計期間	2026年３月期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
売上高	（百万円）	1,284,522	1,420,684	2,573,969
経常利益	（百万円）	367,339	415,108	708,281
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	（百万円）	257,844	286,939	474,459
中間包括利益又は包括利益	（百万円）	78,788	407,148	531,832
純資産額	（百万円）	4,381,431	4,688,362	4,643,307
総資産額	（百万円）	5,356,717	5,955,899	5,661,907
１株当たり中間（当期）純利益金額	（円）	136.61	155.71	252.69
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額	（円）	136.56	155.45	252.49
自己資本比率	（%）	78.7	75.6	78.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	347,066	410,757	712,651
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△300,701	△256,562	△544,806
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△303,317	△210,209	△504,835
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（百万円）	620,121	514,258	562,089

（注）当社は中間連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、当社グループでは、従前よりサイバーセキュリティの重要性を認識し、グループ全体の強化に取り組んでいます。昨今のサイバー攻撃の高度化・巧妙化等を踏まえ、システムの多層的な防御、グループ会社および主要サプライヤーとの連携、社内教育等を通じて、平時からの管理・対応体制の維持・強化に努めています。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（１）経営成績

当中間連結会計期間における世界経済は、様々な問題を抱えながらも、総じて10月に国際通貨基金が本年度世界経済見通しで示した実質ＧＤＰ成長率３％台を体現するように推移しました。解決や終息が見通せない貿易摩擦や地政学的分断と混乱に加え、インフレ圧力が止まず、それに呼応するように金利が上昇しました。にもかかわらず、世界の経済が持ち堪えているのは、ＡＩ関連の投資が目覚ましく拡大し続け、それに誘発されるように各種産業投資がなされてきたことや企業の絶え間ない努力があるとみています。

そのような情況の中にあって当社も、顧客との意思疎通を密に保ち、求められる品質の製品を安定供給し、機敏な販売を遂行しました。その結果、今期７～９月の営業利益は前年同期に対し27%増、経常利益は20%の増益を達成しました。事業の成長と業績の伸長に一段と力を注いでいきます。そのためにも、顧客にとって価値ある製品の開発を急ぎ、かつ顧客と市場からの要望・需要に適時に応えられるよう、中長期の展望を持って投資を積極的に実施していきます。

当中間連結会計期間の業績は、売上高は、前年同期に比べ10.6%（1,361億６千２百万円）増加し、１兆4,206億８千４百万円となりました。営業利益は、前年同期に比べ15.6%（519億８千３百万円）増加し、3,859億１千８百万円となり、経常利益は、前年同期に比べ13.0%（477億６千９百万円）増加し、4,151億８百万円となりました。また、親会社株主に帰属する中間純利益は、前年同期に比べ11.3%（290億９千５百万円）増加し、2,869億３千９百万円となりました。

セグメントごとの状況は以下のとおりです。

[電子材料事業]

半導体市場は、データセンターを中心とした歴史的ともいうべきＡＩ関連投資に牽引され、大きく伸長しました。それに起因して、いくつかの製品群で供給逼迫を来す状況が生じました。当社は精緻な供給対応と価格改定に取り組み、半導体材料の売上を伸ばしました。

その結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ16.4%（814億１千３百万円）増加し、5,777億４千万円となり、営業利益は、前年同期に比べ28.3%（482億４千７百万円）増加し、2,189億４千３百万円となりました。

[生活環境基盤材料事業]

塩化ビニルに関しては、今年５月後半アジアと周辺地域において、在庫過多や需要鈍化がもとで一旦市況が軟化しましたが、７月に値上げを通すことができました。その後市況は一進一退の様相ながら安定して推移しました。か性ソーダは概ね堅調でした。

その結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ4.3%（217億８百万円）増加し、5,221億２千７百万円となり、営業利益は、前年同期に比べ15.8%（161億４千万円）減少し、862億５千３百万円となりました。

[機能材料事業]

当社の強みである高付加価値品群の販売をさらに伸ばし、それが収益改善につながりました。

その結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ11.3%（250億円）増加し、2,456億４千３百万円となり、営業利益は、前年同期に比べ31.3%（150億７千４百万円）増加し、632億６千５百万円となりました。

[加工・商事・技術サービス事業]

半導体ウエハー関連容器の需要が堅調に推移し、売上を伸ばしました。

その結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ12.0%（80億４千１百万円）増加し、751億７千２百万円となり、営業利益は、前年同期に比べ28.0%（38億２千９百万円）増加し、174億８千５百万円となりました。

（２）財政状態

当中間連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ2,939億９千２百万円増加し５兆9,558億９千９百万円、負債合計は、2,489億３千６百万円増加し１兆2,675億３千６百万円、純資産合計は、450億５千５百万円増加し４兆6,883億６千２百万円となりました。

純資産合計は、円安進行による影響（為替換算調整勘定の998億４千９百万円増加）を除いた実質では、547億９千４百万円減少しました。この減少は、親会社株主に帰属する中間純利益2,869億３千９百万円を上回る、積極的な株主還元3,484億７百万円（自己株式の取得2,500億２百万円及び、配当金の支払い984億５百万円）を行ったことによります。

負債合計は、長期借入れを1,610億５千万円実施したことなどにより、大幅に増加しました。この借入れは設備投資資金や自己株式の取得資金など、旺盛な資金需要に対応するために、利回りの高い手持ちのドル資金を温存し、円資金を調達したものです。

上記の通り、純資産は積極的な株主還元により実質的に減少したものの、株主還元の原資の一部を手持資金ではなく円借入れでまかなったこと、更には、円安に伴い、在外子会社の資産の円換算額が増加（1,184億４千５百万円）したことにより、総資産も大幅に増加しました。

当中間連結会計期間末の自己資本比率は前期末から3.1ポイント低下し、75.6%となった一方、１株当たり純資産額は、自己株式数の増加により、前期末に比べ79円79銭増加し、2,480円18銭となりました。

（３）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、5,142億５千８百万円となり、前連結会計年度末に比べ478億３千万円減少しました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間の営業活動による収入(純額)は、4,107億５千７百万円（前年同期比636億９千１百万円の増加）となりました。この主な内容は、税金等調整前中間純利益4,213億４千９百万円、減価償却費1,157億８千７百万円による資金の増加、法人税等の支払額980億５千１百万円、売上債権の増加額891億６千８百万円による資金の減少です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間の投資活動による支出(純額)は、2,565億６千２百万円（前年同期比441億３千９百万円の減少）となりました。この主な内容は、有形固定資産の取得による支出1,691億２千１百万円、定期預金の純増額920億３千４百万円です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間の財務活動による支出(純額)は、2,102億９百万円（前年同期比931億８百万円の減少）となりました。支出の内容は主に、積極的な株主還元の3,484億７百万円（自己株式の取得による支出2,500億２百万円、配当金の支払額984億５百万円）です。一方、株主還元や設備投資（上記の有形固定資産の取得による支出）の原資の一部として、利回りの高い手持ちのドル資金を温存し、長期借入れにより円資金1,610億５千万円を調達しました。

（４）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

（５）研究開発活動

当中間連結会計期間における当社グループ（当社及び連結子会社）の研究開発費は35,326百万円です。なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

３【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,000,000,000
計	8,000,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月13日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,984,995,865	1,984,995,865	㈱東京証券取引所 プライム市場 ㈱名古屋証券取引所 プレミア市場	単元株式数 100株
計	1,984,995,865	1,984,995,865	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しています。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当中間会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

（2026年９月15日開催の当社取締役会決議に基づくもの）

会社法に基づき、以下の要領により新株予約権を発行することを、2026年９月15日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2026年９月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　４名 当社執行役員（取締役の兼務者を除く）　13名 当社従業員　116名
新株予約権の数※１	15,710個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※１	普通株式　1,571,000株（新株予約権１個につき普通株式100株）
新株予約権の行使時の払込金額※１	6,289円※２
新株予約権の行使期間※１	2028年10月１日から2033年９月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※１	発行価格　　7,563円※３ 資本組入額　3,781.5円※４
新株予約権の行使の条件※１	※５
新株予約権の譲渡に関する事項※１	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※１	※６

（注）※１　発行時（2026年９月30日）における内容を記載しています。

※２　新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）を記載しています。

割当日（2026年９月30日。以下同じ。）後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

※３　発行価格は、行使請求にかかる各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、上記記載の新株予約権の目的となる株式の数で除した額とします。

※４　資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

※５　新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

イ　新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役、執行役員及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間（以下「権利行使期間」という。）の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。

ロ　新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役、執行役員及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記イに基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。

ハ　その他の条件は、当該取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象執行役員又は対象従業員との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めている。

※６　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

②【その他の新株予約権等の状況】

当社が2026年７月30日に実施した東京証券取引所（以下「東証」という。）の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）における買付け（コミットメント型自己株式取得（FCSR）による自己株式取得）結果により、2026年７月24日開催の取締役会決議に基づく第三者割当による第27回及び第28回新株予約権を、2026年８月10日、以下のとおり発行しました。なお、2026年９月30日までに行使された新株予約権については、その旨を注記しています。

（第27回新株予約権）

決議年月日	2026年７月24日
新株予約権の数	１個　（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	（注）２
新株予約権の行使時の払込金額	１円
新株予約権の行使期間	2026年８月12日から2026年12月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　１円 資本組入額　（注）３
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の書面による事前承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１．本新株予約権は、2026年９月15日にその全部が行使され、641,600株の自己株式を交付した。

（注）２．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(１)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は、以下の計算式に従って算定される株式数（単元未満株式については切り捨てる。）とする。

交付株式数　＝　(ⅰ)取得済株式数　－　(ⅱ)平均株価取得株式数　（０を下回る場合には、０株とする。）

(ⅰ)「取得済株式数」は、16,231,700株。ただし、平均株価算定期間（下記(ⅱ)③に定義する。）中に調整事由等（下記（２）に定義する。）が発生した場合には、取得済株式数は、下記（２）に従って調整される。

(ⅱ)「平均株価取得株式数」は、以下の計算式に従った計算の結果得られる株式数とする。

平均株価取得株式数（１株未満切り捨て）　＝　①自己株式買付金額　÷　②平均株価

①「自己株式買付金額」は、92,358,373,000円

②「平均株価」は、下記Ⅰに下記Ⅱを加えた数値をいう（円位未満小数第５位まで算出し、その小数第５位を切り捨てる。）。ただし、平均株価算定期間中に調整事由等が発生した場合には、当社は、下記（２）に従い、平均株価を調整するものとする。なお、以下、特段の記載のない限り、期間の計算にあたっては、始期及び終期とされている日を含むものとする。

Ⅰ．平均株価算定期間の各取引日においてBloomberg L.P.が提示する4063_JT Equity AQRの画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に表示する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の算術平均値（売買高加重平均価格（VWAP）が表示されない日は計算に含めない。）に98.493%を乗じて得られた金額とする。

Ⅱ．増加配当額×（当該各配当に係る権利落ち日から2026年12月10日までの取引日の日数）÷（2026年７月31日から2026年12月10日までの取引日の日数）の累計

「増加配当額」とは、2026年７月30日から行使請求日の前取引日までのいずれかの日を権利付最終日とする、当社普通株式に係る金銭による剰余金の配当（会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行使請求日の前取引日までに行われるものに限る。）における一株あたりの各配当額のうち、2027年３月期の中間配当については53円を超える部分（それ以外の配当がなされた場合にはその金額）をいう。

③「平均株価算定期間」とは、2026年７月31日から本新株予約権の行使日の前日までの期間をいう。ただし、平均株価の算定において、以下のⅠもしくはⅡの期間における取引日またはⅢもしくはⅣに定める取引日は平均株価算定期間に含めないものとする。

Ⅰ．当社が、野村證券株式会社（以下「野村證券」という。）または野村證券の親会社の関係会社との間で元引受契約を締結して実施する株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の募集または売出しにおける、当該募集または売出しに係る価格等の条件決定期間の初日から申込期日までの期間
Ⅱ．野村證券または野村證券の親会社の関係会社が公開買付代理人となる当社普通株式に対する公開買付けが実施される場合における、当該公開買付け実施が公表された日の翌取引日から公開買付け終了日までの期間
Ⅲ．東証の取引参加者による取引行為を一般的に混乱または害する事由（下記Ⅳに定める事由を除く。）であると野村證券が判断した事由が生じた取引日（なお、野村證券が本Ⅲに定める事由の発生を了知した場合、本新株予約権に係る新株予約権者は、実務上可能な限り速やかに、当社に対して、その旨を通知するものとする。）
Ⅳ．東証の取引日において、売買高加重平均価格（VWAP）が表示されなかった取引日

(２)平均株価等の調整

(ⅰ)平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、平均株価は、以下の規定に従って調整された、平均株価算定期間に属する各日の売買高加重平均価格（VWAP）の算術平均値（売買高加重平均価格（VWAP）が表示されない日は計算に含めない。）に98.493%を乗じて得られた金額に増加配当額×（当該各配当に係る権利落ち日から2026年12月10日までの取引日数）÷（2026年７月31日から2026年12月10日までの取引日数）の累計を加えた金額（円位未満小数第５位まで算出し、その小数第５位を切り捨てる。）とする。

平均株価算定期間中に調整事由が生じた場合、発生した調整事由に係る調整事由効力発生日（以下に定義する。）の前日以前の各日の当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）は、当該各日の売買高加重平均価格（VWAP）に、当該調整事由について調整割合計算式（以下に定義する。）に従って算出される調整割合を乗じた結果得られる金額（円位未満小数第５位まで算出し、その小数第５位を切り捨てる。）に調整される。なお、平均株価算定期間中に複数の調整事由が生じた場合、当社は、発生したすべての調整事由について、発生した調整事由ごとに、関連する調整事由効力発生日の前日以前の各日の売買高加重平均価格（VWAP）に対して、上記の調整を行うものとし、ある日の売買高加重平均価格（VWAP）に対し複数回の調整が行われることがある。

「調整事由」とは、当社が当社普通株式の株式分割、株式併合もしくは無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てのいずれかを行った場合をいう。
「調整事由効力発生日」とは、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行った場合には、当社普通株式の株式分割または株式併合のための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日または効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。）の１取引日前の日をいい、また、当社が当社普通株式の無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てを行った場合には、当該無償割当ての効力発生日の前日（効力発生日の前日が取引日でない場合は、その直前の取引日とする。）の１取引日前の日をいう。ただし、当社普通株式の無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日（基準日が取引日でない場合は、その直前の取引日とする。）の１取引日前の日とする。
「調整割合」は、発生した調整事由ごとに、以下の計算式（以下「調整割合計算式」という。）に従って計算される。なお、調整割合計算式の分母における交付普通株式数の加算は、株式併合の場合には、株式併合により減少した株式数を減ずるものとし、当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当ての場合には、取得または行使により交付される株式数を加算するものとして読み替えるものとする。

調整割合＝　既発行普通株式数　÷　（既発行普通株式数　＋　交付普通株式数）

ただし、既発行普通株式数および交付普通株式数ともに、当社が保有する当社普通株式数および当社に交付される当社普通株式数を除く。

(ⅱ)平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、基準株価（（注）４に定義する。）は、当初の基準株価に対して、割当日の翌日以降行使日までに発生したすべての調整事由について、発生した調整事由ごとに、調整割合計算式に従って算出される調整割合を、順次すべて乗じた結果得られる金額（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）に調整される。

(ⅲ)平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、取得済株式数は、当初の取得済株式数に対して、割当日の翌日以降行使日までに発生したすべての調整事由について、発生した調整事由ごとに、調整割合計算式に

従って算出される調整割合で、順次すべて除した結果得られる株式数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）に調整される。

(ⅳ)平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合以外にも、次に掲げる場合（「調整事由」と併せて「調整事由等」という。）には、平均株価、基準株価および取得済株式数（以下「平均株価等」と総称する。）について必要な調整を行う。

Ⅰ．調整事由に含まれない当社普通株式の発行または当社が保有する当社普通株式の処分（無償割当てによる場合を含む。）のために平均株価等の調整を必要とするとき。

Ⅱ．資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために平均株価等の調整を必要とするとき。

Ⅲ．その他当社既発行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により平均株価等の調整を必要とするとき。

（注）３．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

（注）４．新株予約権の行使の条件

(１)本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(２)本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、本新株予約権に係る新株予約権者はその旨を当社に速やかに通知するものとする。当該通知が行われた日以降、当該本新株予約権を行使することはできない。

(３)平均株価が5,690円（「基準株価」といい、平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、（注）２(２)の規定に従って調整される。）と同額または基準株価を下回る場合には、本新株予約権を行使することはできない。

（注）５．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、または株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」という。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」という。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。

(１)新たに交付される新株予約権の数

１個とする。

(２)新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の普通株式とする。

(３)新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２に準じて決定する。

(４)新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、同新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額は、１円とする。

(５)新たに交付される新株予約権に係る行使期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。

(６)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金、新株予約権の取得条項の有無、新株予約権の行使の条件ならびに組織再編行為の場合の新株予約権の交付

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(７)その他の条件については、再編当事会社の条件に準じて決定する。

（第28回新株予約権）

決議年月日	2026年７月24日
新株予約権の数	１個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	（注）１
新株予約権の行使時の払込金額	１円
新株予約権の行使期間	2026年８月12日から2027年１月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　１円 資本組入額　（注）２
新株予約権の行使の条件	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の書面による事前承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４

（注）１．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(１)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は、以下の計算式に従って算定される株式数（単元未満株式については切り捨てる。）とする。

交付株式数　＝　(ⅰ)取得済株式数　－　(ⅱ)平均株価取得株式数　（０を下回る場合には、０株とする。）

(ⅰ)「取得済株式数」は、16,231,700株。ただし、平均株価算定期間（下記(ⅱ)③に定義する。）中に調整事由等（下記（２）に定義する。）が発生した場合には、取得済株式数は、下記（２）に従って調整される。

(ⅱ)「平均株価取得株式数」は、以下の計算式に従った計算の結果得られる株式数とする。

平均株価取得株式数（１株未満切り捨て）　＝　①自己株式買付金額　÷　②平均株価

①「自己株式買付金額」は、92,358,373,000円

②「平均株価」は、下記Ⅰに下記Ⅱを加えた数値をいう（円位未満小数第５位まで算出し、その小数第５位を切り捨てる。）。ただし、平均株価算定期間中に調整事由等が発生した場合には、当社は、下記（２）に従い、平均株価を調整するものとする。なお、以下、特段の記載のない限り、期間の計算にあたっては、始期及び終期とされている日を含むものとする。

Ⅰ．平均株価算定期間の各取引日においてBloomberg L.P.が提示する4063_JT Equity AQRの画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に表示する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の算術平均値（売買高加重平均価格（VWAP）が表示されない日は計算に含めない。）に97.984%を乗じて得られた金額とする。

Ⅱ．増加配当額×（当該各配当に係る権利落ち日から2027年1月28日までの取引日の日数）÷（2026年７月31日から2027年1月28日までの取引日の日数）の累計

「増加配当額」とは、2026年７月30日から行使請求日の前取引日までのいずれかの日を権利付最終日とする、当社普通株式に係る金銭による剰余金の配当（会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行使請求日の前取引日までに行われるものに限る。）における一株あたりの各配当額のうち、2027年３月期の中間配当については53円を超える部分（それ以外の配当がなされた場合にはその金額）をいう。

③「平均株価算定期間」とは、2026年７月31日から本新株予約権の行使日の前日までの期間をいう。ただし、平均株価の算定において、以下のⅠもしくはⅡの期間における取引日またはⅢもしくはⅣに定める取引日は平均株価算定期間に含めないものとする。

Ⅰ．当社が、野村證券または野村證券の親会社の関係会社との間で元引受契約を締結して実施する株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の募集または売出しにおける、当該募集または売出しに係る価格等の条件決定期間の初日から申込期日までの期間

Ⅱ．野村證券または野村證券の親会社の関係会社が公開買付代理人となる当社普通株式に対する公開買付けが実施される場合における、当該公開買付け実施が公表された日の翌取引日から公開買付け終了日までの期間

Ⅲ．東証の取引参加者による取引行為を一般的に混乱または害する事由（下記Ⅳに定める事由を除く。）であると野村證券が判断した事由が生じた取引日（なお、野村證券が本Ⅲに定める事由の発生を了知した場合、本新株予約権に係る新株予約権者は、実務上可能な限り速やかに、当社に対して、その旨を通知するものとする。）

Ⅳ．東証の取引日において、売買高加重平均価格（VWAP）が表示されなかった取引日

(２)平均株価等の調整

(ⅰ)平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、平均株価は、以下の規定に従って調整された、平均株価算定期間に属する各日の売買高加重平均価格（VWAP）の算術平均値（売買高加重平均価格（VWAP）が表示されない日は計算に含めない。）に97.984%を乗じて得られた金額に増加配当額×（当該各配当に係る権利落ち日から2027年1月28日までの取引日数）÷（2026年７月31日から2027年1月28日までの取引日数）の累計を加えた金額（円位未満小数第５位まで算出し、その小数第５位を切り捨てる。）とする。

平均株価算定期間中に調整事由が生じた場合、発生した調整事由に係る調整事由効力発生日（以下に定義する。）の前日以前の各日の当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）は、当該各日の売買高加重平均価格（VWAP）に、当該調整事由について調整割合計算式（以下に定義する。）に従って算出される調整割合を乗じた結果得られる金額（円位未満小数第５位まで算出し、その小数第５位を切り捨てる。）に調整される。なお、平均株価算定期間中に複数の調整事由が生じた場合、当社は、発生したすべての調整事由について、発生した調整事由ごとに、関連する調整事由効力発生日の前日以前の各日の売買高加重平均価格（VWAP）に対して、上記の調整を行うものとし、ある日の売買高加重平均価格（VWAP）に対し複数回の調整が行われることがある。

「調整事由」とは、当社が当社普通株式の株式分割、株式併合もしくは無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てのいずれかを行った場合をいう。
「調整事由効力発生日」とは、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行った場合には、当社普通株式の株式分割または株式併合のための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日または効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。）の１取引日前の日をいい、また、当社が当社普通株式の無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てを行った場合には、当該無償割当ての効力発生日の前日（効力発生日の前日が取引日でない場合は、その直前の取引日とする。）の１取引日前の日をいう。ただし、当社普通株式の無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日（基準日が取引日でない場合は、その直前の取引日とする。）の１取引日前の日とする。
「調整割合」は、発生した調整事由ごとに、以下の計算式（以下「調整割合計算式」という。）に従って計算される。なお、調整割合計算式の分母における交付普通株式数の加算は、株式併合の場合には、株式併合により減少した株式数を減ずるものとし、当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当ての場合には、取得または行使により交付される株式数を加算するものとして読み替えるものとする。

調整割合＝　既発行普通株式数　÷　（既発行普通株式数　＋　交付普通株式数）

ただし、既発行普通株式数および交付普通株式数ともに、当社が保有する当社普通株式数および当社に交付される当社普通株式数を除く。

(ⅱ)平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、基準株価（（注）３に定義する。）は、当初の基準株価に対して、割当日の翌日以降行使日までに発生したすべての調整事由について、発生した調整事由ごとに、調整割合計算式に従って算出される調整割合を、順次すべて乗じた結果得られる金額（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）に調整される。

(ⅲ)平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、取得済株式数は、当初の取得済株式数に対して、割当日の翌日以降行使日までに発生したすべての調整事由について、発生した調整事由ごとに、調整割合計算式に従って算出される調整割合で、順次すべて除した結果得られる株式数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）に調整される。

(ⅳ)平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合以外にも、次に掲げる場合（「調整事由」と併せて「調整事由等」という。）には、平均株価、基準株価および取得済株式数（以下「平均株価等」と総称する。）について必要な調整を行う。

Ⅰ．調整事由に含まれない当社普通株式の発行または当社が保有する当社普通株式の処分（無償割当てによる場合を含む。）のために平均株価等の調整を必要とするとき。

Ⅱ．資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために平均株価等の調整を必要とするとき。

Ⅲ．その他当社既発行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により平均株価等の調整を必要とするとき。

（注）２．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

（注）３．新株予約権の行使の条件

(１)本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(２)本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、本新株予約権に係る新株予約権者はその旨を当社に速やかに通知するものとする。当該通知が行われた日以降、当該本新株予約権を行使することはできない。

(３)平均株価が5,690円（「基準株価」といい、平均株価算定期間中に調整事由が発生した場合、（注）１(２)の規定に従って調整される。）と同額または基準株価を下回る場合には、本新株予約権を行使することはできない。

（注）４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、または株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」という。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」という。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。

(１)新たに交付される新株予約権の数

１個とする。

(２)新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の普通株式とする。

(３)新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１に準じて決定する。

(４)新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、同新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額は、１円とする。

(５)新たに交付される新株予約権に係る行使期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。

(６)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金、新株予約権の取得条項の有無、新株予約権の行使の条件ならびに組織再編行為の場合の新株予約権の交付

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(７)その他の条件については、再編当事会社の条件に準じて決定する。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2026年４月１日～2026年９月30日	－	1,984,995	－	119,419	－	120,771

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	東京都港区赤坂1-8-1	335,958	18.50
㈱日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1-8-12	124,134	6.84
日本生命保険相互会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行㈱）	東京都千代田区丸の内1-6-6 （東京都港区赤坂1-8-1）	76,765	4.23
㈱八十二長野銀行 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行㈱）	長野県長野市大字中御所字岡田178-8 （東京都港区赤坂1-8-1）	55,777	3.07
明治安田生命保険相互会社 （常任代理人 ㈱日本カストディ銀行）	東京都千代田区丸の内2-1-1 （東京都中央区晴海1-8-12）	53,439	2.94
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部）	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS （東京都港区港南2-15-1）	47,236	2.60
JP MORGAN CHASE BANK 385781 （常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部）	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM （東京都港区港南2-15-1）	33,040	1.82
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部）	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND （東京都港区港南2-15-1）	26,370	1.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 （常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部）	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS （東京都港区港南2-15-1）	25,348	1.40
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT （常任代理人 ㈱三菱UFJ銀行）	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286 U.S.A. （東京都千代田区丸の内1-4-5）	20,627	1.14
計	―	798,699	43.99

（注）2026年９月４日付けで野村證券株式会社より提出され、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、2026年８月31日現在、同社及び同社の共同保有者計３社で121,965千株（株券等保有割合6.14%）を保有している旨、記載されていますが、当社として2026年９月30日現在における実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しています。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）		議決権の数（個）	内容
無議決権株式		―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）		―	―	―
議決権制限株式（その他）		―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式	169,304,500	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式	1,813,663,300	18,136,633	―
単元未満株式	普通株式	2,028,065	―	１単元（100株）未満の株式
発行済株式総数		1,984,995,865	―	―
総株主の議決権		―	18,136,633	―

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 信越化学工業株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	169,263,100	―	169,263,100	8.53
（相互保有株式） 高信産業株式会社	群馬県高崎市問屋町三丁目６番地の５	41,400	―	41,400	0.00
計	―	169,304,500	―	169,304,500	8.53

（注）１．当該株式数は、上記①「発行済株式」の「完全議決権株式（自己株式等）」の欄に含まれています。
２．2026年４月28日開催の取締役会にて、上限45百万株（2,500億円）の自己株式を2027年４月27日までに取得することを決議しました。そのうち10,069,480株（52,713百万円）の自己株式を2026年７月に取得し、また、34,672,400株（197,285百万円）の自己株式を2026年８月に取得しました。その結果、当決議による自己株式の取得は終了しています。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しています。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けています。

1【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,660,060	1,751,095
受取手形、売掛金及び契約資産	535,383	633,061
有価証券	7,035	1,869
棚卸資産	※ 790,911	※ 816,089
その他	126,156	106,691
貸倒引当金	△13,491	△11,151
流動資産合計	3,106,055	3,297,654
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具（純額）	1,044,095	1,071,430
その他（純額）	1,109,192	1,176,416
有形固定資産合計	2,153,287	2,247,847
無形固定資産	34,695	33,276
投資その他の資産		
投資その他の資産	372,487	381,695
貸倒引当金	△4,618	△4,574
投資その他の資産合計	367,868	377,121
固定資産合計	2,555,852	2,658,244
資産合計	5,661,907	5,955,899

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	176,399	192,695
短期借入金	6,929	4,163
未払法人税等	89,167	103,922
引当金	6,727	6,212
その他	243,407	300,733
流動負債合計	522,631	607,727
固定負債		
長期借入金	236,366	397,437
退職給付に係る負債	25,966	26,850
その他	233,637	235,520
固定負債合計	495,969	659,809
負債合計	1,018,600	1,267,536
純資産の部		
株主資本		
資本金	119,419	119,419
資本剰余金	126,256	126,245
利益剰余金	4,022,591	4,196,069
自己株式	△612,696	△844,574
株主資本合計	3,655,570	3,597,160
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	42,390	49,114
繰延ヘッジ損益	△997	△319
為替換算調整勘定	749,285	849,134
退職給付に係る調整累計額	10,584	8,254
その他の包括利益累計額合計	801,262	906,183
新株予約権	7,596	9,190
非支配株主持分	178,877	175,828
純資産合計	4,643,307	4,688,362
負債純資産合計	5,661,907	5,955,899

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
売上高	1,284,522	1,420,684
売上原価	828,780	909,789
売上総利益	455,742	510,894
販売費及び一般管理費	※ 121,806	※ 124,976
営業利益	333,935	385,918
営業外収益		
受取利息	31,968	31,133
その他	8,221	12,700
営業外収益合計	40,189	43,834
営業外費用		
為替差損	2,721	6,281
その他	4,064	8,362
営業外費用合計	6,786	14,643
経常利益	367,339	415,108
特別利益		
投資有価証券売却益	9,665	6,240
特別利益合計	9,665	6,240
税金等調整前中間純利益	377,005	421,349
法人税、住民税及び事業税	105,499	127,337
法人税等調整額	△2,900	△6,924
法人税等合計	102,598	120,412
中間純利益	274,406	300,937
非支配株主に帰属する中間純利益	16,562	13,997
親会社株主に帰属する中間純利益	257,844	286,939

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
中間純利益	274,406	300,937
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	243	6,869
繰延ヘッジ損益	△1,119	677
為替換算調整勘定	△192,606	100,864
退職給付に係る調整額	△2,362	△2,329
持分法適用会社に対する持分相当額	226	129
その他の包括利益合計	△195,618	106,211
中間包括利益	78,788	407,148
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	63,277	391,860
非支配株主に係る中間包括利益	15,510	15,288

（３）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	377,005	421,349
減価償却費	116,312	115,787
投資有価証券売却損益（△は益）	△9,665	△6,240
受取利息及び受取配当金	△34,290	△34,130
為替差損益（△は益）	△3,277	6,876
売上債権の増減額（△は増加）	△57,672	△89,168
棚卸資産の増減額（△は増加）	15,642	△14,781
仕入債務の増減額（△は減少）	△8,012	14,011
その他	25,026	63,400
小計	421,068	477,104
利息及び配当金の受取額	38,786	33,364
利息の支払額	△592	△1,660
法人税等の支払額	△112,194	△98,051
営業活動によるキャッシュ・フロー	347,066	410,757
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額（△は増加）	△79,334	△92,034
有価証券の純増減額（△は増加）	△6,355	950
投資有価証券の取得による支出	△1,742	△1,730
投資有価証券の売却及び償還による収入	14,953	7,125
有形固定資産の取得による支出	△213,920	△169,121
その他	△14,302	△1,752
投資活動によるキャッシュ・フロー	△300,701	△256,562
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△864	△1,755
長期借入れによる収入	230,010	161,050
長期借入金の返済による支出	△1,343	△1,086
自己株式の取得による支出	△400,002	△250,002
配当金の支払額	△103,886	△98,405
その他	△27,231	△20,009
財務活動によるキャッシュ・フロー	△303,317	△210,209
現金及び現金同等物に係る換算差額	△5,662	8,184
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△262,614	△47,830
現金及び現金同等物の期首残高	882,736	562,089
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 620,121	※ 514,258

【注記事項】

（会計方針の変更）

（期中財務諸表に関する会計基準等の適用）

「期中財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第37号　2025年10月16日）及び、「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第34号　2025年10月16日）を当中間連結会計期間の期首から適用しています。これによる、中間連結財務諸表への影響はありません。

（金融商品会計に関する実務指針の適用）

「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第９号　2025年３月11日）を当中間連結会計期間の期首から適用しています。これによる、中間連結財務諸表への影響はありません。

（中間連結貸借対照表関係）

※　棚卸資産の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
商品及び製品（半製品を含む）	326,709百万円	329,905百万円
仕掛品	24,224	24,801
原材料及び貯蔵品	439,977	461,381

（中間連結損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主なものは、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
発送費	34,886百万円	38,865百万円

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりです。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金勘定	1,494,104百万円	1,751,095百万円
有価証券勘定	49,869	1,869
預入期間がおおむね３カ月を超える定期預金	△910,983	△1,236,836
株式及び満期日または償還日までの期間がおおむね３カ月を超えるコマーシャルペーパー、債券等	△12,869	△1,869
現金及び現金同等物	620,121	514,258

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年６月27日 定時株主総会	普通株式	103,886	53	2025年３月31日	2025年６月30日	利益剰余金

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年10月24日 取締役会	普通株式	99,275	53	2025年９月30日	2025年11月18日	利益剰余金

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年６月26日 定時株主総会	普通株式	98,405	53	2026年３月31日	2026年６月29日	利益剰余金

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年10月27日 取締役会	普通株式	141,627	78	2026年９月30日	2026年11月18日	利益剰余金

（注）１株当たり配当額の内訳は、普通配当58円、創立100周年記念配当20円となります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ 前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額（注）	中間連結損益計算書計上額（注）
	電子材料事業	生活環境基盤材料事業	機能材料事業	加工・商事・技術サービス事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	496,327	500,419	220,643	67,131	1,284,522	-	1,284,522
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,779	2,254	5,907	86,042	96,984	(96,984)	-
計	499,106	502,674	226,551	153,174	1,381,507	(96,984)	1,284,522
セグメント利益	170,696	102,393	48,191	13,656	334,938	(1,002)	333,935

（注）セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っており、「調整額」は、セグメント間取引消去によるものです。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額（注）	中間連結損益計算書計上額（注）
	電子材料事業	生活環境基盤材料事業	機能材料事業	加工・商事・技術サービス事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	577,740	522,127	245,643	75,172	1,420,684	-	1,420,684
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,820	2,434	8,108	80,494	94,858	(94,858)	-
計	581,560	524,562	253,752	155,666	1,515,542	(94,858)	1,420,684
セグメント利益	218,943	86,253	63,265	17,485	385,948	(30)	385,918

（注）セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っており、「調整額」は、セグメント間取引消去によるものです。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

Ⅰ 前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計
	電子材料事業	生活環境基盤材料事業	機能材料事業	加工・商事・技術サービス事業	
外部顧客への売上高					
国内で生産	408,055	59,353	143,530	50,303	661,242
海外で生産	88,272	441,066	77,113	16,827	623,279
計	496,327	500,419	220,643	67,131	1,284,522

（注）中間連結損益計算書の「売上高」には「顧客との契約から生じる収益」以外の収益は含んでいません。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計
	電子材料事業	生活環境基盤材料事業	機能材料事業	加工・商事・技術サービス事業	
外部顧客への売上高					
国内で生産	466,291	54,194	160,935	56,598	738,019
海外で生産	111,449	467,933	84,708	18,573	682,664
計	577,740	522,127	245,643	75,172	1,420,684

（注）中間連結損益計算書の「売上高」には「顧客との契約から生じる収益」以外の収益は含んでいません。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
（１）１株当たり中間純利益金額	136円61銭	155円71銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益金額（百万円）	257,844	286,939
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額（百万円）	257,844	286,939
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,887,444	1,842,756
（２）潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額	136円56銭	155円45銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額（百万円）	△29	△55
（うち子会社新株予約権調整額）（百万円）	(△29)	(△55)
普通株式増加数（千株）	520	2,760
（うち新株予約権）（千株）	(520)	(2,760)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	2025年ストック・オプション 新株予約権　28,090個 （普通株式　2,809,000株）	2026年ストック・オプション 新株予約権　15,710個 （普通株式　1,571,000株）

２【その他】

2027年３月期（第150期）中間配当につき次のとおり取締役会において決議しました。

① 決議年月日　　2026年10月27日
② 中間配当金の総額　　141,627百万円
③ １株当たり中間配当金　　78円

（注）１株当たり中間配当金の内訳は、普通配当58円、創立100周年記念配当20円となります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月12日

信越化学工業株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	剣持　宣昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金澤　　聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川脇　哲也

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている信越化学工業株式会社の２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日までの連結会計年度の中間連結会計期間（２０２６年４月１日から２０２６年９月３０日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社の２０２６年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中

間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・　中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しています。

2．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれていません。